

植樹を通じて自然の大切さを再認識

～2009「出雲ふるさとの森」植樹祭～



10年後の森を夢見て、一本一本丁寧に植樹する参加者

11月27日、佐田町の目田森林公園で2009「出雲ふるさとの森」植樹祭を行いました。

2001年から防災など森林の公益的機能の回復を目的に開催しているこの植樹祭も今年で9回目。これまで市内各地で延べ5,000人の方に参加いただき約3.5ヘクタールの植樹を行ってきました。

今年は地元の中학생や住民の方約80人が参加され、15種類の広葉樹の苗約800本を丁寧に植樹しました。

山陰自動車道 出雲-斐川間が開通 11月28日



がったことで、観光振興や市内の渋滞緩和などへの効果が期待されています。

出雲IC-斐川IC間の普通車の通行料金は500円ですが、早期開通割引として来年の3月末まで250円になります。

山陰自動車道の出雲IC(インターチェンジ)から斐川ICまでの13.6キロが11月28日に開通しました。

当日は、開通式典や自動車パレードなどの祝賀行事が盛大に行われました。

総事業費は428億円。制限速度70キロの暫定2車線です。全国的高速道路につな



農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。12月中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは・・・

農地を貸したいんだけど・・・

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます(一定の要件を満たす必要があります)。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業 常時 従業者	農業 生産法人	+	農作業 常時従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人
------------------	------------	---	-----------------------	---------------------

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないでいると・・・

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと・・・

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は・・・

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



～その他の改正～

- 農用地区域の農用地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れがある場合は、同区域からの除外はできなくなります。
- 市町村、JAなどが多数の農地所有者から貸し付けなどの委任を受け、農地の利用者へまとまった形で貸し付けを行う仕組みが導入されます。
- 標準小作料制度は、農地法改正に伴い廃止され、新たに農業委員会が農地の賃借料等情報提供を行います。賃借料を標準小作料として契約されている方は、変更が必要です。詳しくは、出雲市のホームページをご覧ください。

おたすね/農業委員会事務局 ☎21-6762